

# 検察審査会の謎を解明せよ

## 検察審査会調査報告書

平成23年6月30日  
民主党法務部門・第3回刑事司法と国民参加のあり方検討WT

参議院議員 森 ゆうこ

# 三権分立

公権力の行使から基本的人権を守るため  
権力の分散、チェック&バランス

検察審査会は三権のどれにも属さない。  
憲法違反？第四権力？  
密室で決定する「起訴」という強力な  
公権力の行使。  
誰も責任を負わない。

立法

## 憲法上の独立機関

### 会計検査院

日本国憲法 第90条

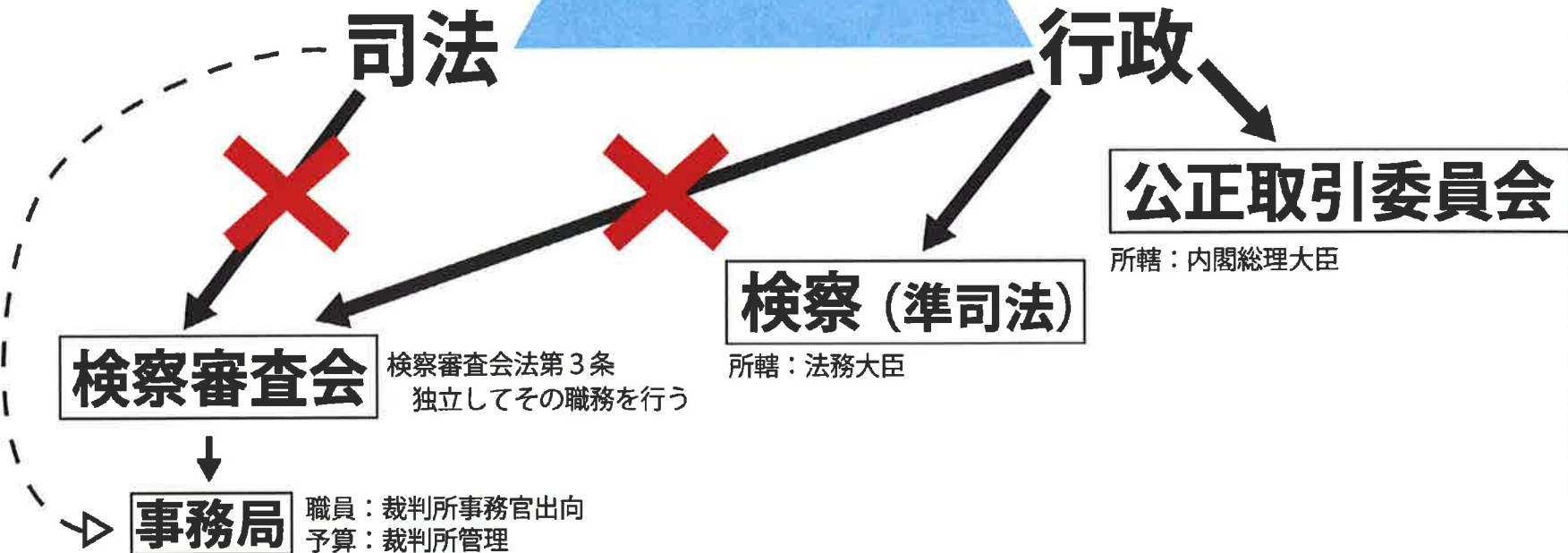
国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。  
会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

会計検査院法 第1条

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。

会計検査院法 第20条

会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。  
会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。



## 東京第五検察審査会 平均年齢の奇々怪々

一人足し忘れ **30.9 歳 (10月4日)**  
 再度計算 **33.91歳 (10月12日)**  
 就任日→議決日に変更 **34.55歳 (10月13日)** **1回目と全く同じ**

10/20 朝日新聞朝刊特集記事 検察審 若すぎると言われても ■主な議決検察審査員の平均年齢 (議決日時点)

	最終議決日	事件	審査会名	年 齢		
				1回目	2回目	平均
①	2010/1/27	明石歩道橋事故	神戸第二	53	42	47.5
②	2010/3/27	JR宝塚線脱線事故	神戸第一	47	42	44.5
③	2010/7/1	未公開株をもちかけた詐欺事件	那覇	36.9	36.2	36.55
④	2010/4/21	鳩山由紀夫氏の偽装献金事件	東京第四	52.36		52.36
⑤	2010/9/14	小沢氏の虚偽記載事件(04/05年分)	東京第五	34.55	34.55	34.55
⑥	2010/7/15	小沢氏の虚偽記載事件(07年分)	東京第一	50		50
全平均						42.9
沖縄・東京第五除く平均						47.7

異様に若い平均年齢34.55歳 有権者平均年齢50.2歳 検察審査会平均年齢42.9歳

全く別の審査員が小数点以下第2位まで同じ→確率上限りなく0に近い？

審査員は無作為に選定されたのか？

審査員は本当に存在したのか？

審査会は本当に開催されたのか？

**幽霊審査会ではないのか?????**

↓  
 審査員選定くじ引きソフトを調査

## 11月8日

くじ引きデモンストレーション（ダミーデータ）実施の際、保守点検業者より“江戸時代生まれの人が紛れ込んでいた”との報告があった。

なぜ江戸時代生まれの人が紛れ込んでいたのか？

11月24日ようやく回答（最高裁）

- 生年月日が1600年代の名簿が存在した理由

選挙管理委員会が名簿調製プログラムに取り込むデータを直接入力する方法により作成したところ、候補者予定者のうち1名の生年月日を誤って入力してしまい結果として生年月日が1600年代の候補者予定者が記載された名簿が調製された。

- 手入力で作成されたのか？

検察審査員候補者予定者名簿の作成方法は2つ。

1つは既存の住基システムからデータを取り出し名簿調製プログラムの各機能を利用して自動で候補者予定者名簿ファイルを調製する方法。

2つめとして、名簿調製プログラムと同時に配布されている入力編集用のソフトウェアを用いて直接名簿データを入力して候補者予定者名簿ファイルを調製する方法がある。

※何れの方法をとるかは、各市区町村の選挙管理委員会の判断に委ねられている。

## 審査員くじ引きソフトは欠陥だらけ

### 【今までにかかった費用】

検察審査員候補者名簿管理システム開発及び開発監理支援費用 ¥52,815,000+保守費用

**総合計約¥60,000,000-**

### 【怪しい選考方法】 ←実験で証明しました

- 簡単に恣意的操作ができ、当選させたい人以外は簡単に除外する事が出来る。
- 証拠が残らない。→施行令9条違反
- 自治体から送られてきた名簿とは別に、新たに候補者名簿を登録することも出来る。

- ① 「裁判員候補者名簿管理システム」と「検察審査員候補者名簿管理システム」を同一のパソコン上で運用。  
(恣意的判断等が入る余地が存在し、セキュリティ・ホールとなり、障害発生によるクラッシュ等の事故、人為的なデータ改竄の余地がある)
- ② 候補者への郵送通知、名簿作成、候補者への郵便、電話対応などのオペレーション・センター業務が民間委託。  
(民間業者が、名簿を元に審査員のメンバーを類推可能。また悪意があれば、恣意的に特定の候補者を検察審査員として選定出来る。)
- ③ 開発監理支援業務競争入札には1社だけ。  
(調達方法に関し落札率も含めて疑問)
- ④ ソフト開発時期に並行し、「裁判員候補者名簿管理システム」が発注。  
(高率な落札率と共に一社入札、随意契約がなされており、調達方法に疑問)
- ⑤ 作業は「第三者委託禁止」であるのに外部開発委託している記述がある。  
(ソフトには様々な悪意のある仕掛けを巧妙に潜ませることが可能)

## 小沢一郎元代表案件について、第二段階の審査の経過及び第5検察審査会開催状況

審査事件票、審査員臨時選定録、審査員旅費等支払い調書、審査補助員旅費等支払い調書、宣誓書から推定（最高裁、検察審査会事務局、東京地裁からの情報開示による）

7月13日（火） 小沢氏案件審査①、22年19号議決

7月27日（火） 小沢氏案件審査②

1群の審査員・審査補充員任期満了、3群へ交代

8月4日（水） 3群の審査員、審査補充員初参加。オリエンテーション、宣誓書署名、2群と3群の顔合わせ、検察審査会長選出、22年20号審査開始。

8月10日（火） 小沢氏案件審査③、22年20号議決

8月24日（火） 小沢氏案件審査④

8月31日（火） 小沢氏案件審査⑤、22年24号審査開始・議決 （公訴時効9月15日）

9月6日（月） 小沢氏案件審査⑥

9月14日（火） 小沢氏案件審査⑦ 起訴議決

9月28日（火） 22年25号同一事件4件一括審査・議決 吉田弁護士？

10月4日（月） 小沢氏案件審査⑧ 議決書作成、署名、掲示

## 宣誓書、臨時選定録フォーマット、臨時選定録（8回分）、 支払い調書、日当の支給基準から推定し、 検察審査員・補充員の出席簿を作成。

- ＜前提＞
- 正規の審査員・審査補充員各11名のうち各2名は宣誓書未提出  
→ 実際には、審査員 9名（2群5名、3群4名）、審査補充員（2群5名、3群4名）  
→ 毎回最低2名の臨時の審査員がくじ引きで選定される
  - 審査員にはコードN°がある（便宜上、下4桁のみ記載）

9月14日 起訴議決日

補充員N°0346とN°3566を臨時の審査員に選定  
審査員N°0320は早退 → 補充員N°0371を追加で臨時の審査員に選定  
審査員8名と臨時の審査員3名の計11名で起訴議決  
議決書が未作成のため署名せずに散会

10月4日 議決書作成日

審査員、補充員18名は全員出席→臨時の審査員は2名のみ  
臨時選定録には9月14日と同じ臨時の審査員3名を選出した記録  
最高裁の報告によれば、議決した11名と議決書に署名した11名は同一である  
臨時の審査員を選出するのは、正規の審査員が欠席した場合に限る

### ＜検察審査会法第二十五条＞

- 検察審査会は、検察審査員全員の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
- 2 検察審査員が会議期日に出頭しないとき、又は第三十四条の規定により除斥の議決があつたときは、検察審査会長は、補充員の中からくじで臨時に検察審査員の職務を行う者を選定しなければならない。

- 何故、審査員が出席しているのに臨時の審査員を選定しなかったのか  
→議決をしたメンバーと同じメンバーが署名しなければ、議決書は無効。
- 正規の審査員が出席しているのに、臨時の審査員を選出することは検察審査会法第25条に違反する。
- 8枚目の臨時選定録は、本当に、10月4日当日のくじ引きによって作成されたのか。  
→9名の補充員から同じ3名の「臨時の審査員」が選定される確率は？
- 検察審査員経験者の話によれば、議決をする時には予め議決書が準備できているのが普通である。検察審査会法は議決書を後日作成することを想定していない。「検察審査会ハンドブック」によれば、「検察審査員が病気にかかったりして、ある期日に開かれる審査会議に出席できない場合に、当日出席している補充員の中からくじで「臨時の検察審査員」を選び、その日に限り検察審査員の仕事をさせていただきます。」と説明がある。つまり、9月14日に選定された「臨時の審査員」№0371、№0346、№3566を、自動的に10月4日に審査員に選定することはできない。仮にくじを引くとしても、偶然に、10月4日に再び検察審査員№0326が欠席したり、早退した場合だけである。全く同じ審査員が1人欠席し、同時に全く同じ臨時の審査員が3名選出される確率はいったいどれくらいだろうか？
- 報道によれば、出席した審査員の話として「議決の予定はなかったが、議論が煮詰まったとして急ぎで議決した」という。何故、検察審査会法違反のリスクを犯してまで9月14日に議決しなかったのであろうか。「起訴議決が行われたのは民主党代表選挙の直前であったという」。

議決した同じ審査員の平均年齢を変更して3度も発表したのはなぜか？

一回目のミスは、国会答弁通りに1名分を足し忘れたのかもしれない。しかし、2回目のミスは、議決した臨時の審査員3名を含む11名の平均年齢と議決書作成日に出席していた正規の審査員を含む11名の平均年齢を混同したのではないか（議決するために追加で選定された補充員№0371は早退したため10月4日の議決書作成日の散会時にはいなかった？）。

審査補充員の吉田弁護士に対する9月分の旅費の支払い調書の決定日が9月28日である。7月、8月、10月分の支払い調書を見ると、支払い決定日は出頭日と同じである。吉田弁護士は28日出頭したのではないか。9月28日は、検察審査会法上、本来、起訴議決前に会議に出頭して説明すべきであった検察官が、複数の知人に対して「これから、東京第五検察審査会へ説明に行く」と語った日付と符合する。

**東京第五検察審査会はこれらのことについて説明する責任がある。**

# ねつ造はマスコミ？ 検察審査会？

何故、大手マスコミの報道と提出された資料によって分かったことがこうも違うのだろう

全て秘密のはずの検察審査会。しかし、「審査会関係者の話で明らかになった」という詳細な記事を読売と朝日が報道。ほとんど同じ内容もある。

[朝日10/5夕]

当時の11人のメンバー全員が7月末で任期を終えるのを待って、8月からの新メンバーで2回目の審査が始まった。  
→実際には旧メンバーのいる7月13日からスタート。

[読売] 9月に入ってから、平日に頻繁に集まり審査を行った。

[朝日] 9月に入り、仕事や家事の都合をやり繰りして、頻繁に集まった。  
→9月は2回しか開催していない。そして9月14日が議決日

[読] この日に議決を出すことが予定されていたわけではなく、議長役を務める審査会長が審査中に「議決を取りますか。それとも先に延ばしますか」と提案したところ、審査員から「議論は煮詰まった」との声が上がり、議決を出すことになった。  
→予定されてもいないのに、何故、審査中に突然議決を提案したのだろうか。半数が入れ替わってからわずか4回目（5回目）。審査員が全員出席した回はない。しかも、正規の審査員4人が欠席した回もある。それで「議論は煮詰まった」と本当に言うのだろうか。「議論が煮詰まった」のなら、何故、議決書作成に20日も要したのだろうか。

[読] 議決の後、「こんな日になっちゃたね」と漏らす審査員もいたという。多数決の結果、起訴議決が出たのは午後3時頃。代表選で開票の結果、小沢氏の落選が決まったのは、その約30分後だった。

[朝] 多数決を取ったのは午後3時ごろ。中略 「こんな日になっちゃったね」との声が審査員から漏れた。

[読] 9月上旬には、「起訴議決」を出す場合に義務付けられている検察官の意見聴取を行った。

[朝] 特捜部の斎藤隆弘副部長も呼び出した。

→議決後の9月下旬に出頭したと知人に語っていた斎藤検事が出張記録を出すか、検察審査会が会議録を出さなければ、議決が有効だと証明できない。

[朝] その後は議決書の作成に移り、審査のペースも隔週に落ち着いた。最終的な議決書を吉田弁護士が示した4日、全員が納得して署名し散会した。

9月8日（起訴議決6日前）の5大新聞は、全て同じ内容。『なかなか決まらなかった審査補助員がようやく決まり今後議論が本格化』実際は7月13日にすでに審査会は始まっていた。